

佐賀県「週休２日試行工事」実施要領

1. 目的

将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、佐賀県では、労働環境改善の取組みの一環として『佐賀県「週休２日試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休２日への取組みの促進を図ることとする。

2. 対象工事

対象とする工事は、原則として県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する全ての工事とする。ただし、以下の工事は別途要領によるものとし、本要領の対象外とする。

- ・ 港湾工事
- ・ 漁港漁場関係工事
- ・ 空港土木工事
- ・ 営繕工事

3. 週休２日試行工事の種類

週休２日試行工事は、次のいずれかの方式とする。なお、建設産業における週休２日への取組みを広く周知するため、現場閉所による週休２日を基本とする。

(1) 現場閉所による週休２日「週休２日試行工事（現場閉所）」

対象期間内において、現場閉所を行い４週８休以上の休日を確保する取組みをいう。

(2) 交替制による週休２日「週休２日試行工事（交替制）」

現場閉所による週休２日の実施が困難な場合で、対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組みをいう。

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 現場閉所による週休２日

4.1 対象工事

対象工事は、「2. 対象工事」に示す工事とし、特記仕様書に「週休２日試行工事（現場閉所）」であることを明示する。

ただし、以下の工事は対象外とする。

- ・ 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事等）
- ・ 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事等） ※災害の本復旧工事は週休２日の対象とする

- ・ 交替制による週休2日試行工事
- ・ その他発注者が指定する工事

4.2 対象期間

工事着手日（着工届に記載の日）から工事完成日（完成通知書に記載の日）までの期間とする。

ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、対象期間及び休日に含めないこととし、指示については書面で行うこととする。

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所とした場合は、週休2日の休日に振替えることができる。また、日曜日は原則休日とする。

4.3 現場閉所率

現場閉所率とは、対象期間内に現場閉所した割合をいい、達成状況の区分は下表のとおりとする。なお、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）を達成しているものとみなす。

【公共土木工事】

達成状況の区分	現場閉所率	補正対象※	成績評価※
4週6休（通期）	対象期間内の現場閉所率21.4%以上、25.0%未満	—	○
4週7休（通期）	対象期間内の現場閉所率25.0%以上、28.5%未満	—	
4週8休（通期）	対象期間内の現場閉所率28.5%以上	○	○
4週8休（月単位）	対象期間内の全ての月において現場閉所率28.5%以上	○	

【農業土木工事】

達成状況の区分	現場閉所率	補正対象※	成績評価※
4週6休（通期）	対象期間内の現場閉所率21.4%以上、25.0%未満	—	○
4週7休（通期）	対象期間内の現場閉所率25.0%以上、28.5%未満	—	
4週8休（通期）	対象期間内の現場閉所率28.5%以上	○	○
4週8休（月単位）	対象期間内の全ての月において現場閉所率28.5%以上	—	

【森林土木工事】

達成状況の区分	現場閉所率	補正対象※	成績評定※
4週6休（通期）	対象期間内の現場閉所率21.4%以上、25.0%未満	○	○
4週7休（通期）	対象期間内の現場閉所率25.0%以上、28.5%未満	○	
4週8休（通期）	対象期間内の現場閉所率28.5%以上	○	○
4週8休（月単位）	対象期間内の全ての月において現場閉所率28.5%以上	－	

※ 補正対象および成績評定については、各々「4.5 積算方法等」および「4.6 工事成績評定」による。

4.4 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に従事期間、休日数及び現場閉所率等が確認できる計画工程表（任意様式）を監督員へ提出するものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。

(3) 実施報告

受注者は、現場閉所率を確認できる実施工程表（任意様式）を月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出するものとする。

また、監督員の指示により既存資料（作業日報、出勤簿等）の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(4) 変更協議

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所とした場合や、工事工程の都合により予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

また、以下のような受注者の責によらないと判断できる場合で、休日（振替日を含む）に作業を行う場合は、休日若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

- ・ 発注者が作業等を要請した場合。
- ・ 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合。
- ・ 周辺住民等からの苦情、危険防止等の緊急を要する作業が必要な場合。

(5) 工事看板等による表示

「週休２日試行工事（現場閉所）」であることを記載した工事看板等を設置するものとする。

(6) 監督員の対応

- ・週休２日の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- ・緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- ・受注者から提出された実施工程表により、現場閉所の状況を確認しなければならない。
- ・受注者の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取組むものとする。

4.5 積算方法等

(1) 補正係数

補正の対象となる職種は、公共工事設計労務（51職種）、機械設備据付工、電気通信設備技術者、電気通信設備技術員及び船団長とする。

対象期間内の現場閉所状況に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。また、市場単価および土木工事標準単価は別紙１の補正係数を乗じるものとする。

なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【公共土木工事】

補正係数区分	４週６休 （通期）	４週７休 （通期）	４週８休 （通期）	４週８休 （月単位）
労務費	—	—	1.02	1.04
機械経費（賃料）	—	—	1.02	1.02
共通仮設費	—	—	1.02	1.03
現場管理費	—	—	1.03	1.05

【農業土木工事】

補正係数区分	４週６休 （通期）	４週７休 （通期）	４週８休 （通期）	４週８休 （月単位）
労務費	—	—	1.02	—
機械経費（賃料）	—	—	1.02	—
共通仮設費	—	—	1.02	—
現場管理費	—	—	1.05	—

【森林土木工事】

補正係数区分	4 週 6 休 (通期)	4 週 7 休 (通期)	4 週 8 休 (通期)	4 週 8 休 (月単位)
労務費	1. 01	1. 03	1. 05	—
機械経費(賃料)	1. 01	1. 03	1. 04	—
共通仮設費	1. 02	1. 03	1. 04	—
現場管理費	1. 03	1. 04	1. 06	—

(2) 補正方法

予定価格の算定は、公共土木工事については4週8休（月単位）、農業土木工事および森林土木工事については4週8休（通期）に係る補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、予定価格算定時の現場閉所率に満たない場合は、達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

4.6 工事成績評定

週休2日を達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じて評価を行う。

なお、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

評価者	4 週 6 休 (通期) 4 週 7 休 (通期)	4 週 8 休 (通期・月単位)	4 週 8 休 (完全週休2日※)
一般監督員	工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目) 創意工夫 (1項目)
総括監督員	—	工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目)

※ 土日閉所の計画工程表により実施。ただし、4週に1回の振替は可能とする。

4.7 証明書の発行

週休2日を実施した工事について、監督員は受注者に対して完成検査後に「週休2日実施証明書」（別紙2）を発行するものとする。

5. 交替制による週休2日

5.1 対象工事

対象工事は、「2. 対象工事」に示す工事のうち、以下の条件に該当する工事とし、特記仕様

書に「週休2日試行工事（交替制）」であることを明示する。

- ・ 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事
- ・ その他発注者が指定する工事

5.2 対象者

当該工事の元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）で、公共工事設計労務（51職種）、機械設備据付工、電気通信設備技術者、電気通信設備技術員及び船団長に該当する全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象とする。

ただし、休日率が50%以上となる技術者及び技能労働者は、当該工事に一時的に従事した者とみなし、平均休日率の算定から除外する。

また、測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等は対象外とする。

5.3 対象期間

工事着手日（着工届に記載の日）から工事完成日（完成通知書に記載の日）までの期間とする。

ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、対象期間及び休日数に含めないこととし、指示については書面で行うこととする。

下請けについては、施工体制台帳上の工期とする。

降雨、降雪の天候不良等により休日とした場合は、週休2日の休日数に含めるものとする。

5.4 平均休日率

(1) 平均休日率

平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいい、達成状況の評価は下表のとおりとする。なお、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日を取得している場合に、4週8休（28.5%）を達成しているものとみなす。

【公共土木工事】

達成状況の区分	平均休日率	補正対象※	成績評価※
4週6休（通期）	対象期間内の平均休日率21.4%以上、25.0%未満	—	○
4週7休（通期）	対象期間内の平均休日率25.0%以上、28.5%未満	—	
4週8休（通期）	対象期間内の平均休日率28.5%以上	○	○
4週8休（月単位）	対象期間内の全ての月において平均休日率28.5%以上	○	

【農業土木工事】

達成状況の区分	平均休日率	補正対象※	成績評価※
4週6休（通期）	対象期間内の平均休日率21.4%以上、25.0%未満	—	○
4週7休（通期）	対象期間内の平均休日率25.0%以上、28.5%未満	—	
4週8休（通期）	対象期間内の平均休日率28.5%以上	○	○
4週8休（月単位）	対象期間内の全ての月において平均休日率28.5%以上	—	

【森林土木工事】

達成状況の区分	平均休日率	補正対象※	成績評価※
4週6休（通期）	対象期間内の平均休日率21.4%以上、25.0%未満	○	○
4週7休（通期）	対象期間内の平均休日率25.0%以上、28.5%未満	○	
4週8休（通期）	対象期間内の平均休日率28.5%以上	○	○
4週8休（月単位）	対象期間内の全ての月において平均休日率28.5%以上	—	

※ 補正対象および成績評価については、各々「5.6 積算方法等」および「5.7 工事成績評価」による。

(2) 算定方法

- ・ 休日率 = 対象期間内の各人の休日数 / 対象期間
- ・ 平均休日率 = 対象者の休日率の合計 / 対象者数

5.5 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、「交替制」あるいは「現場閉所」による週休2日のいずれかを希望することができる。

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。

(2) 計画休日取得表の提出

受注者は、施工計画書提出時に作業日数、休日数及び休日率等が確認できる計画休日取得表（任意様式）を監督員へ提出するものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休２日取得が確認できる変更休日取得表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。

(3) 実施報告

受注者は、休日率を確認できる休日取得表（任意様式）を月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出するものとする。

また、監督員の指示により既存資料（休日実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(4) 変更協議

降雨、降雪の天候不良等により休日とした場合や、工事工程の都合により予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

また、以下のような受注者の責によらないと判断できる場合で、休日（振替日を含む）に作業を行う場合は、休日若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

- ・ 発注者が作業等を要請した場合。
- ・ 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合。
- ・ 周辺住民等からの苦情、危険防止等の緊急を要する作業が必要な場合。

(5) 工事看板等による表示

「週休２日試行工事（交替制）」であることを記載した工事看板等を設置するものとする。

(6) 監督員の対応

- ・ 週休２日の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- ・ 緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- ・ 受注者から提出された休日取得表により、休日の取得状況を確認しなければならない。
- ・ 受注者の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

5.6 積算方法等

(1) 補正係数

補正の対象となる職種は、公共工事設計労務（51職種）、機械設備据付工、電気通信設備技

術者、電気通信設備技術員及び船団長とする。

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日取得状況に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価および土木工事標準単価の補正は別紙１の補正係数を乗じるものとする。なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【公共土木工事】

補正係数区分	４週６休 （通期）	４週７休 （通期）	４週８休 （通期）	４週８休 （月単位）
労務費	—	—	1.02	1.04
現場管理費	—	—	1.01	1.03

【農業土木工事】

補正係数区分	４週６休 （通期）	４週７休 （通期）	４週８休 （通期）	４週８休 （月単位）
労務費	—	—	1.02	—
現場管理費	—	—	1.01	—

【森林土木工事】

補正係数区分	４週６休 （通期）	４週７休 （通期）	４週８休 （通期）	４週８休 （月単位）
労務費	1.01	1.03	1.05	—
現場管理費	1.01	1.02	1.03	—

(2) 補正方法

予定価格の算定は、公共土木工事については４週８休（月単位）、農業土木工事および森林土木工事については４週８休（通期）に係る補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、平均休日率の達成状況を確認後、予定価格算定時の平均休日率に満たない場合は、達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

5.7 工事成績評定

週休２日を達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じて評価を行う。

なお、週休２日を達成できなかったことによる減点は行わない。

評価者	4週6休（通期） 4週7休（通期）	4週8休 （通期・月単位）
一般監督員	工程管理（2項目）	工程管理（2項目）
総括監督員	—	工程管理（2項目）

5.8 証明書の発行

週休2日を実施した工事について、監督員は受注者に対して完成検査後に「週休2日実施証明書」（別紙2）を発行するものとする。

附則

平成31年3月8日に制定

令和元年7月30日に一部改正

- ・ 労務費・機械経費（賃料）の補正を追加適用

令和元年10月30日に一部改正

- ・ 対象工事の拡大（農林水産部追記）

令和2年4月1日に一部改正

- ・ 対象工事の拡大
- ・ 祝祭日を週休2日の休日としてカウント
- ・ 共通仮設費と現場管理費の補正係数を一部改正
- ・ 週休2日実施証明書の発行

令和3年7月30日に一部改正

- ・ 市場単価を補正対象に追加

令和4年4月1日に一部改正

- ・ 積算方法の変更

令和4年7月30日に一部改正

- ・ 農業土木工事について、共通仮設費と現場管理費の補正係数を改正

令和5年7月30日に一部改正

- ・ 交替制による週休2日の追加、農業土木工事の補正係数の改正

令和6年7月30日に一部改正

- ・ 公共土木工事、農業土木工事における4週6休、4週7休の補正係数を廃止
- ・ 公共土木工事において4週8休（月単位）の補正係数を追加
- ・ 土木工事標準単価の補正係数を追加

市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日補正係数

分類	名称	区分	公共土木 現場閉所 通期	公共土木 現場閉所 月単位	公共土木 交代制 通期	公共土木 交代制 月単位	農業土木 現場閉所 通期	農業土木 交替制 通期	森林土木 現場閉所 4週6休	森林土木 現場閉所 4週7休	森林土木 現場閉所 4週8休	森林土木 交替制 4週6休	森林土木 交替制 4週7休	森林土木 交替制 4週8休
市場単価	鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
市場単価	ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03	1.02	1.02	1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
市場単価	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	-	-	-	-	-	-	-	-
市場単価	インターロッキングブロック工	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
市場単価	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01
市場単価	防護柵設置工（ガードレール）	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
市場単価	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01
市場単価	防護柵設置工（ガードパイプ）	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
市場単価	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
市場単価	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
市場単価	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
市場単価	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
市場単価	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01
市場単価	道路標識設置工	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
市場単価	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
市場単価	道路付属物設置工	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
市場単価	法面工		1.01	1.02	1.01	1.02	1.01	1.01	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
市場単価	吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03	1.01	1.01	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
市場単価	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03	-	-	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
市場単価	道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
市場単価	道路植栽工	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
市場単価	公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
市場単価	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02	1.01	1.01	1.02	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
市場単価	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	-	-	-	-	-	-
市場単価	橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	-	-	-	-	-	-
市場単価	薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01	-	-	-	-	-	-	-	-
市場単価	グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01	-	-	-	-	-	-	-	-
市場単価	軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02	1.01	1.01	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
市場単価	コンクリート表面処理工（ウオータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
標準単価	高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03	1.01	1.01	-	-	-	-	-	-
標準単価	構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
標準単価	構造物とりこわし工	人力	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
標準単価	コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
標準単価	排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03	1.02	1.02	1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
標準単価	鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	表面被覆工（コンクリート保護塗装）	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	表面含浸工	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	連続繊維シート補強工	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	剥落防止工（アラミドメッシュ）	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	漏水対策材設置工	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	道路反射鏡設置工	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
標準単価	耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03	-	-	-	-	-	-	-	-

〇〇〇第 号
令和〇〇年〇月〇日

受注者
〇〇〇〇〇 様

〇〇事務所長 印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

記

工 事 名 : 〇〇〇〇第000号 〇〇〇工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完成年月日 : 令和〇〇年〇月〇日

週休2日実施内容（実施した内容に、■を附している）

- | | |
|---|--|
| ☐ 4週8休（現場閉所・月単位） | ☐ 4週8休（交替制・月単位） |
| ☐ 4週8休（現場閉所・通期） | ☐ 4週8休（交替制・通期） |
| ☐ 4週7休（現場閉所・通期） | ☐ 4週7休（交替制・通期） |
| ☐ 4週6休（現場閉所・通期） | ☐ 4週6休（交替制・通期） |